

いわき市農業委員会第33回総会議事録

1 開催日時

令和2年12月18日(金) 13時00分から15時10分

2 開催場所

いわき市役所東分庁舎 5階 会議室

3 出席者(32人)

(1) 農業委員(23人)

1 草野庄一	11 新妻信夫	21 和田正人
2 坂本和徳	12 佐川良平	22 木田テイ子
3 蛭田元起	13 鈴木理	23 小泉昌男
	14 蛭田秀史	24 佐藤吉行
5 藁谷昭夫	15 高木眞一	
6 鈴木義直	16 木幡仁一	
7 草野久仁昭	17 菅波一郎	
8 箱崎寿正	18 大竹公治	
9 松本英人	19 油座盛明	
10 油座勝三	20 岡田光男	

(2) 事務局(9人)

太清光	事務局長
阿部伸夫	参事兼次長
小川仁一	主任主査兼農地調査係長
野木隆司	主任主査兼農政振興係長
府川将人	農地審査係 主査
坂本壮示	農地審査係 主査
石島大輔	農地審査係 主査
金成聡司	農政振興係 主査
西山諒	農地調査係 事務主任

4 欠席者(1人)

4 遠藤重和

5 会議の概要

事務局
(阿部次長)

本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第33回総会にご参集を頂きましてありがとうございます。

はじめに、お手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。

○第33回総会議案書

○許可申請に係る意見及び決定理由書

○現地調査位置図

○議案説明書（追加分：議案第5号関係）

○【資料1】第33回総会議案説明書の訂正について

○【資料2】令和3年農作業労働賃金標準額（案）について

○【資料3】いわき市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規程の改正について

○農業委員会総会の新型コロナウイルス感染症に対する対応について

以上、8点です。

なお、いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされております。

総会開催前に、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードの設定について、ご協力をお願い致します。

次に、農業委員会憲章唱和でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、省略させていただきます。

本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして会長が招集させて頂いております。

それでは、議事に先立ちまして、草野会長より、ご挨拶申し上げます。

草野会長

いわき市農業委員会第33回総会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

今年も、残すところ後2週間となりました。

21日が冬至であります。

私たち委員の任期も残すところ6か月ということになってきました。

併せて、年度から言うと、今年度も後3か月となり、現在の事務局職員の体制と一緒に仕事をするのも僅かとなってきます。

我々の農業委員として、また、農地利用最適化推進委員としての仕事については、日報に記載されている事業と、農業者年金の推進、全国農業新聞の推進について、3年間、極力努力してきました。

草野会長

農地利用最適化推進委員の中でも、四倉、久之浜、大久地区の根本効委員については、10件以上の全国農業新聞の購買普及に努めているということで、話を聞いたら、認定農業者の繋がりを重視して話を進めているとのことでした。

地道な努力の成果だと思います。

私も、法人化しているところなど、積極的に全国農業新聞の普及を図っているところです。

委員の皆様にも、任期の残り6か月、できる限り努力いただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対策を極力しながら、会議を進めているところですが、大変ありがたいのは、委員の皆様に、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生していないことであります。

いわき市は他市に比べれば比較的少ないわけですが、その中で一人でも感染者がいれば社会的な影響が大きくなりますので、皆様の御努力には深く感謝申し上げます。

本日は、総会の後、場所を変えて市長講話、全員協議会と長丁場になりますが、よろしくお祈りします。

本日の総会は、定例となります、農地法に係る許可申請等の審議のほか、様々な議題について審議を頂きます。

皆様には慎重かつ円滑な審議を賜りますようよろしくお願い致します、挨拶とさせていただきます。

事務局
(阿部次長)

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき会長が議長となり進めさせていただきます。

議長
(草野会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

本日の通告欠席者は、議席番号4番、遠藤重和委員でございます。

現在、委員24名中、23名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することをご報告致します。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。

只今より、いわき市農業委員会第33回総会を開会致します。

次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名致します。

議 長
(草野会長)

議席番号22番、木田テイ子委員
23番、小泉昌男委員

また、書記は事務局にお願い致します。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することとされております。

これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。

また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。

次に、会務報告を事務局よりお願い致します。

事務局
(阿部次長)

－総会議案書2ページにより会務報告－

議 長
(草野会長)

それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局
(野木係長)

特にありません。

議 長
(草野会長)

それでは議事に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。

本日は、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請において、私が、議案第7号、いわき市農用地利用集積計画についてにおいて、議席番号3番、蛭田元起委員、議席番号17番、菅波一郎委員、議席番号21番、和田正人委員、議席番号23番、小泉昌男委員が該当しております。

議案審議の際は一退室をお願い致します。

その他に、該当する方がいれば、議案審議の際、申し出て下さい。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可処分の取消願いについて、審議致しますが、議事参与の制限に私が該当しておりますので、一時退席致します。

議 長
(草野会長)

議長、蛭田会長職務代理者にお願い致します。

-草野庄一会長 一時退室-

議 長
(蛭田職代)

それでは、議長を務めさせていただきます。
議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川主査)

議案書の3ページを、お開き願います。
【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】
それでは、説明させていただきます。
地図につきましては、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。
3ページをお開き願います。
番号1番から番号8番は売買による所有権の移転でございます。
うち、番号8番は新規就農でございます。
番号9番、及び番号10番は贈与による所有権の移転でございます。
番号11番、及び番号12番は交換による所有権の移転でございます。
今月の3条申請面積は、田16,049.45㎡、畑8,383㎡、合計24,432.45㎡となります。
議案説明書5ページをお開き願います。
許可要件につきましては、3条許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
なお、許可要件の詳細につきましては議案説明書7ページをご覧ください。
説明は、以上です。

議 長
(蛭田職代)

只今、事務局より、議案第1号について説明がありました。
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

13番
(鈴木委員)

議席番号13番、鈴木理です。
番号1番から8番の事案について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
以上、報告致します。

議 長
(蛭田職代)

続いて、事務局お願い致します。

事務局
(府川主査) 事務局から報告申し上げます。
番号9番、及び番号10番につきましては、贈与による所有権移転
案件、番号11番、及び番号12番につきましては、交換による所有権
移転案件であり、事務局のみで現地を調査いたしましたが、特段、
問題はありませんでした。

議 長
(蛭田職代) 只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでしたが、
その他、委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。

—意見無しとの声有り—

議 長
(蛭田職代) 御質問が無いようでありますので、お諮り致します。
議案第1号について、原案のとおり可決することに御異議ござい
ませんか。

—異議無しとの声有り—

議 長
(蛭田職代) 御異議無しと認め、議案第1号、農地法第3条第1項の規定によ
る許可申請については、原案のとおり可決致します。
それでは、草野会長、入室願います。

—草野庄一会長 入室—

議 長
(蛭田職代) それでは、議長の任を草野会長にお返し致します。

議 長
(草野会長) ありがとうございます。
それでは、次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による
許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局
(石島主査) 議案書の4ページを、お開き願います。
【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】
それでは、説明させていただきます。
議案説明書8ページをお開き願います。
議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について御
説明致します。
配付しております、現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決
定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いします。
9ページをお開き願います。

事務局 (石島主査)	<p>番号1番、申請地は遠野町、登記地目は田、転用面積は2,942㎡、転用目的は残土捨場です。</p> <p>以上1件、面積は田2,942㎡、畑0㎡、合計2,942㎡です。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今、事務局より、議案第2号について説明がありました。</p> <p>ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。</p>
14番 蛭田委員	<p>議席番号14番、蛭田秀史です。</p> <p>番号1番の事案につきまして、現地を調査した結果、申請地へは学校敷地の西側の市道に接続する赤道が残土捨場の進入路として使われ、土砂搬入には2トンダンプトラックを使用するとのことです。</p> <p>2トンダンプトラックの幅が赤道の幅とほぼ同じであるため、赤道の路肩を崩さないよう注意して通行すること、赤道の路肩を崩した場合、申請者が責任をもって対処し、周辺住民の生活に支障をきたさないよう対策することを意見として申し添えます。</p> <p>その他については特段、問題ありませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今の報告では、申請地への進入路の使用について、周辺住民へ支障がないように配慮すれば、転用については問題ないとのことでしたが、委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。</p> <p style="text-align: center;">-意見無しとの声有り-</p>
議 長 (草野会長)	<p>御質問が無いようでありますので、お諮り致します。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">-異議無しとの声有り-</p>
議 長 (草野会長)	<p>御異議無しと認め、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請については、原案とおおり可決致します。</p> <p>次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (坂本主査)	<p>議案書の5ページをお開き願います。</p> <p>【報告第3号を朗読し、報告事項を説明】</p> <p>議案説明書10ページをお開き願います。</p>

事務局
(坂本主査)

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、御説明致します。

配付しております、現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書を併せてご覧ください。

説明の前に資料の訂正がございます。

資料1をご覧ください。

議案説明書12ページの番号8番の案件について、申請土地の表示及び面積が変更となります。

また、番号9番の案件について、申請土地の面積が変更となります。

続いて番号13番の案件について、申請土地の面積が変更となります。

次に議案説明書14ページの番号24番の案件について、申請土地の面積が変更となります。

最後に議案説明書15ページの番号29番の案件について、申請土地の表示が変更となります。

以上の訂正に伴い、合計面積が変更となります。

田 32631.750 m² から 31599.390 m² へ、畑 26203.075 m² から 26183.661 m² へ、合計面積が58834.825 m² から 57783.051 m² へ変更となります。

以上、訂正の方お願い致します。

大変申し訳ございませんでした。

それでは説明致します。

なお、説明は、申請地、登記地目、転用面積、転用目的の順で読み上げます。

1番、平、畑626m²、太陽光発電設備です。

2番、平、畑940m²、資材置場です。

3番、泉町、田2,008m²、資材置場の拡張です。

4番、小浜町、田5,891m²、太陽光発電設備です。

面積が30アールを超えますので、県農業会議の意見照会案件となります。

5番、勿来町、田1,469m²、太陽光発電設備です。

6番、勿来町、田1,604.96m²、太陽光発電設備です。

7番、勿来町、田1,591.09m²、太陽光発電設備です。

8番、勿来町、田1,026.64m²、太陽光発電設備です。

9番、山玉町、畑1,047.121m²、太陽光発電設備です。

10番、瀬戸町、田814m²、太陽光発電設備です。

11番、金山町、畑358m²、太陽光発電設備です。

12番、金山町、畑429.26m²、太陽光発電設備です。

事務局
(坂本主査)

13番、常磐、田及び畑、5,482㎡、太陽光発電設備です。
面積が30アールを超えますので、県農業会議の意見照会案件となります。

14番、内郷、畑1,046㎡、太陽光発電設備です。

15番、遠野町、田1,098㎡、太陽光発電設備です。

16番、遠野町、田30㎡、道路敷地拡張です。

17番、好間町、畑16,855㎡、太陽光発電設備です。

面積が30アールを超えますので、県農業会議の意見照会案件となります。

18番、好間町、畑930㎡、太陽光発電設備です。

19番、三和町、畑296㎡、資材置場兼駐車場です。

20番、久之浜町、田及び畑1,106㎡、山砂置場です。

21番、久之浜町、田1,635㎡、太陽光発電設備です。

22番、久之浜町、田1,641㎡、太陽光発電設備です。

23番、平、田120㎡、現場事務所の設置に係る一時転用です。

24番、金山町、畑9,253㎡、進入路に係る一時転用です。

25番、四倉町、田2,931㎡、鉄筋加工場兼資材置場に係る一時転用です。

26番、遠野町、田159.7㎡、太陽光発電設備設置のための工事用道路に係る一時転用です。

27番、三和町、畑413㎡、建設工事仮設現場事務所敷地に係る一時転用です。

28番、久之浜町、田及び畑825㎡、常磐道4車線化事業に使用する県道拡幅に係る一時転用です。

29番、久之浜町、田及び畑5,401㎡、常磐道4車線化事業に使用する県道拡幅に係る一時転用です。

面積が30アールを超えますので、県農業会議の意見照会案件となります。

以上、29件、面積は、田31,599.390㎡、畑26,183.661㎡、合計57,783.051㎡となります。

なお、番号17番につきましては、申請内容に問題はないものの、申請地は丘陵地であり、面積が広大であるため、土砂の流出防止や雨水の排水処理について注意が必要であると考えます。

また、番号23番及び27番につきましては、本来は農地転用が必要であることに気づかず、申請前に工作物等を設置してしまったものでありますが、申請者本人も深く反省していること、一時転用であり転用内容に問題がないことから、追認することもやむを得ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、申請箇所すべてが農地転用許可基準で

事務局 (坂本主査)	ある立地基準及び一般基準を適正に満たしております。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
15番 高木委員	議席番号15番、高木眞一です。 番号1番から23番、27番の事案について現地を調査した結果、番号17番につきましては、申請内容に問題はないものの、申請地は丘陵地であり、面積が広大であるため、土砂の流出防止や雨水の排水処理について注意が必要であると考えます。 また、番号23番につきましては、福島県いわき建設事務所発注の好間川改修工事にかかる現場事務所の設置であり、番号27番は福島県いわき農林事務所発注の水路改修工事にかかる現場事務所のための農地転用です。 しかし、本来は農地転用が必要であることに気づかず、申請前に工作物等を設置してしまったものでありますが、申請者本人も深く反省していること、一時転用であり転用する内容に問題がないことから追認することもやむを得ないと考えます。 それら以外については特段問題ありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	続いて、事務局、お願い致します。
事務局 (坂本主査)	番号24番から26番、28番、29番について、一時転用案件であることから、事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、番号17番については、申請内容に問題はないものの、申請地の地形や面積を考慮すると、土砂の流出防止や雨水の排水処理に注意が必要であるとのことでした。 また、番号23番及び27番については、県発注の公共工事の現場事務所設置に伴う一時転用案件ですが、どちらも農地転用の許可を得ずに既に現場事務所を設置してしまった案件であり、事情を考慮し、追認もやむを得ないとのことでした。 それ以外については、特に問題無いと判断されるとのことでしたが、委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長
(草野会長)

御質問が無いようでありますので、お諮り致します。
議案第3号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長
(草野会長)

御異議無しと認め、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決することと致します。

次に、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による公共工事に伴う廃土処理に係る農地転用の申出について、事務局の説明を求めます。

事務局
(坂本主査)

議案書の6ページを、お開き願います。

【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】

議案説明書16ページをお開き願います。

配付しております、現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書を併せてご覧ください。

説明に入る前に資料の訂正が御座います。

資料1をご覧ください。

議案説明書17ページの番号1番から3番の案件について、公共事業施工者の表示が変更となります。

以上、訂正のほどお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

それでは、議案説明書17ページをお開き願います。

公共事業施行者、住所氏名は、全て平字梅本15番地 福島県いわき農林事務所長です。

続いて転用箇所、権利内容等について説明致します。

なお、説明は、申請地、登記地目、転用面積の順で読み上げます。

1番、小川町、畑2,117㎡です。

2番、小川町、畑327㎡です。

3番、小川町、畑350㎡です。

以上3件、いずれも転用目的は残土置場であり、合計面積は、畑2,794㎡です。

続いて事業実施の確実性について御説明します。

公共事業施工者は、復興再生基盤整備事業として、広域営農団地農道整備事業を実施しており、今年度末の事業完了を目指しているところです。

事務局
(坂本主査) 事業を行うにあたり、当該事業で排出される土砂について、残土置き場を探していたところ、当該農地所有者の承諾が得られたことから、やむを得ず農地を恒久的な残土置き場として利用することとなった案件であり、事業実施は確実です。
説明は以上です。

議長
(草野会長) 只今、事務局より、議案第4号について説明がありました。
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

16番
木幡委員 議席番号16番、木幡仁一です。
番号1番から3番の事案について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
報告は以上です。

議長
(草野会長) 只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでしたが、委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。

－意見無しとの声有り－

議長
(草野会長) 御質問が無いようでありますので、お諮り致します。
議案第4号について、原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議長
(草野会長) 御異議無しと認め、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による公共工事に伴う廃土処理に係る農地転用の申出については、原案のとおり可決致します。
次に、議案第5号、農地法第51条第1項に該当する事案について、事務局の説明を求めます。

事務局
(石島主査) 議案書の7ページを、お開き願います。
【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】
議案説明書は、別冊となっております。
右上に議案第5号と書いてあるものになります。
議案説明書の1ページ、2ページ目には令和2年度の農地パトロールにおける現地調査の結果、違反転用の疑いがある事案の一覧を掲載しております。
3ページ目以降は事案順に写真を掲載しております。

事務局
(石島主査)

議案説明書 1 ページをお開き願います。

説明は土地の所在、土地の利用状況及び是正方針の順で説明しますので、土地所有者、関係者、地目及び面積については資料でご確認ください。

番号 1 番、土地の所在地は小名浜、登記地目は田、面積は876㎡です。

土地利用の状況につきましては、許可手续等が行われないうまま、資材置場として使用されております。

当該農地は第 2 種農地に該当し、転用許可申請を行い、一般基準を満たせば許可が見込まれる農地であることから、顛末書の提出を求め、追認の方向で指導を行いたいと考えております。

番号 2 番、土地の所在地は鹿島町、登記地目は田、面積は900㎡です。

土地利用の状況につきましては、転用手续等が行われないうまま、駐車場として使用されております。

当該農地は第 2 種農地に該当し、転用許可申請を行い、一般基準を満たせば許可が見込まれる農地であることから、顛末書の提出を求め、追認の方向で指導を行いたいと考えております

番号 3 番、土地の所在地は泉町、登記地目は畑、面積は1,027㎡です。

土地利用の状況につきましては、許可手续等が行われないうまま、資材置場として使用されている状況にあります。

当該農地は第 2 種農地に該当し、転用許可申請を行い、一般基準を満たせば許可が見込まれる農地であることから、顛末書の提出を求め、追認の方向で指導を行いたいと考えております。

番号 4 番、土地の所在地は泉町、登記地目は畑、面積は1,971㎡です。

土地利用の状況につきましては、許可手续等が行われないうまま、駐車場として使用されている状況にあります。

当該農地は第 2 種農地に該当し、転用許可申請を行い、一般基準を満たせば許可が見込まれる農地であることから、顛末書の提出を求め、追認の方向で指導を行いたいと考えております。

番号 5 番、土地の所在地は渡辺町、登記地目は田、面積は702㎡です。

土地利用の状況につきましては、許可手续等が行われないうまま、残土置場として使用されている状況にあります。

当該農地は農振農用地に該当し、原則として転用許可ができない農地であることから、残土を撤去するよう指導致します。

番号 6 番、土地の所在地は三沢町、登記地目は田、面積は1,929㎡

事務局
(石島主査)

です。

土地利用の状況につきましては、許可手続等が行われないうまま、田に盛土されている状況にあります。

当該農地は農振農用地に該当し、原則として転用許可ができない農地であることから、残土の撤去を指導いたします。

番号7番、土地の所在地は常磐、登記地目は田、面積は1,246㎡です。

土地利用の状況につきましては、許可手続等が行われないうまま、廃車、スーパーハウス、自転車、フレコンバック、庭石等が複数置かれている状況にあります。

当該農地は第2種農地に該当し、転用許可申請を行い、一般基準を満たせば許可が見込まれる農地であることから、顛末書の提出を求め、追認の方向で指導を行いたいと考えております。

番号8番、土地の所在地は遠野町、登記地目は田、面積は985㎡です。

土地利用の状況につきましては、許可手続等が行われないうまま、盛土され、車両や砕石等が置かれている状況にあります。

当該農地は第1種農地に該当し、原則として転用することができない農地であることから、車両や砕石等の撤去を指導します。

番号9番、土地の所在地は、三和町、登記地目は畑、面積は1,665㎡です。

土地利用の状況につきましては、許可手続等が行われないうまま、杉の幼木がなされている状況にあります。

当該農地は第2種農地に該当し、転用許可申請を行い、一般基準を満たせば許可が見込まれる農地であることから、顛末書の提出を求め、追認の方向で指導を行いたいと考えております。

番号10番、土地の所在地は田人町、登記地目は田、面積は1,364㎡です。

土地利用の状況につきましては、許可手続等が行われないうまま、田を埋め立てて資材置場、及び駐車場として使用している状況にあります。

当該農地は第2種農地に該当し、転用許可申請を行い、一般基準を満たせば許可が見込まれる農地であることから、顛末書の提出を求め、追認の方向で指導を行いたいと考えております。

説明は以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第5号について説明がありましたが、委員の皆様から、御意見、御質問はございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長
(草野会長)

御質問が無いようでありますので、お諮り致します。
議案第5号については、今後、是正の措置等を行うことになり
ます。
これらの措置については、会長一任とさせていただいてよろしい
でしょうか。

－異議無しの声有り－

議 長
(草野会長)

御異議無しと認め、議案第5号、農地法第51条第1項に該当する
事案については、会長一任とし、今後の総会において、随時進捗状
況を報告します。
次に、議案第6号、現況確認証明願いについて、事務局の説明を
求めます。

事務局
(小川係長)

議案書の8ページを、お開き願います。
【議案第6号を朗読し、審議事項を説明】
議案説明書の18ページをお開き願います。
議案第6号、現況確認証明願いでございます。
次の19ページをお開き願います。
また、現地調査位置図も併せてご覧ください
番号1番、申請地は遠野町、登記地目は田、現況地目は原野、面
積は2,060㎡です。
非農地化した経緯については、平成23年頃まで耕作してもらって
いましたが、水の便が悪くなり、耕作せず放置した結果、原野化し、
現在に至っております。
番号2番、申請地は遠野町、登記地目は田、現況地目は原野、面
積は2,625㎡です。
非農地化した経緯については、平成23年頃まで耕作してもらって
いましたが、水の便が悪くなり、耕作せず放置した結果、原野化し、
現在に至っております。
番号3番、申請地は平、登記地目は畑、現況地目は山林、面積は
894㎡です。
非農地化した経緯については、耕作する時間が取れなかったため、
20年以上前から耕作しておらず、周りの竹林に覆われてしまった結
果、山林化し、現在に至っております。
番号4番から6番については、同一の申請者で、申請地が一地区
にまとまっていることから、一括してご説明させていただきます。

事務局 (小川係長)	<p>申請地は泉町、登記地目は番号4番が田、番号5番が田と畑、番号6番が畑、現況地目はすべて山林です。</p> <p>面積は、番号4番が341㎡、番号5番が1,240㎡、番号6番が219㎡です。</p> <p>非農地化した経緯については、仕事で出張が多く、耕作する時間が取れず、20年以上前から休耕地とし放置した結果、山林化し、現在に至っております。</p> <p>以上6件、登記地目を現況地目に合わせるため、現況確認証明願いが提出されたものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今、事務局より、議案第6号について説明がありました。</p> <p>ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。</p>
13番 鈴木委員	<p>議席番号13番、鈴木理です。</p> <p>番号1番から番号6番の事案につきまして、現地を調査した結果、議案説明書の状況のとおりでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでしたが、委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。</p> <p style="text-align: center;">－意見無しとの声有り－</p>
議 長 (草野会長)	<p>御質問が無いようでありますので、お諮り致します。</p> <p>議案第6号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">－異議無しの声有り－</p>
議 長 (草野会長)	<p>御異議無しと認め、議案第6号、現況確認証明願いについては、原案のとおり可決致します。</p> <p>次の、議案第7号の審議に入る前に休憩と致します。</p> <p>只今、14時00分でございますので、10分間の休憩とし、14時10分再開と致します。</p> <p style="text-align: center;">-10分間休憩-</p>

議長
(草野会長) それでは、議事を再開します。
次に、議案第7号、いわき市農用地利用集積計画について、審議致しますが、議事参与の制限に、議席番号3番、蛭田元起委員、議席番号17番、菅波一郎委員、議席番号21番、和田正人委員、議席番号23番、小泉昌男委員が該当しております。
委員皆様には一時退室を願います。

-蛭田委員、菅波委員、和田委員、小泉委員、退室-

議長
(草野会長) それでは、議案第7号、いわき市農用地利用集積計画について、事務局の説明を求めます。

事務局
(小川係長) 議案書の9ページをお開き願います。
【議案第7号を朗読し、審議事項を説明】
詳細については、担当者が説明致します。

事務局
(西山主任) 議案説明書20ページをお開き願います。
いわき市農用地利用集積計画について説明致します。
初めに訂正がございます。
議案説明書の24ページをお開き願います。
番号9番の案件については、申請者が亡くなられ、農地中間管理事業による農地中間管理権の取得ができなくなってしまったため、削除をお願いします。
次に、議案説明書の25ページをお開き願います。
先ほどご説明しました番号9番の案件の転貸もできなくなったため、番号11番の案件が削除となります。
これに伴いまして、議案説明書の訂正がございます。
議案説明書23ページ農用地利用権設定地区別総括表（新規・転貸）の上段、地区名は平、訂正後の借り手が8人、貸し手が8人となり、筆数が31筆、面積は18,961㎡、利用権設定区分10年以上の筆数上段が24筆、面積は16,640㎡となり、備考欄の田の筆数が24筆、面積は16,640㎡となります。
なお、下段の計の部分及び21ページの令和2年度第19号利用権の新規設定について転貸の部分は、只今の訂正内容と同様となりますので、後程、訂正をお願い致します。
それでは議案説明書の説明に入らせていただきます。
議案説明書21ページをお開き願います。
農用地利用集積計画第19号から22号の内容について説明いたします。

事務局
(西山主任)

第19号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得し、農用地を借り手に転貸する事案でございます。

実施地区は、平。

借り手8名、貸し手8名、対象筆数、田24筆、畑7筆 面積は田16,640㎡、畑2,321㎡となっております。

なお、第19号につきましては、本年5月の農業委員会総会にてご説明させていただいた、共有持分の過半の同意を得られない案件について、農業経営基盤強化促進法に基づく共有者不明農用地等に係る公示を6か月間行った結果、反対者等が現れなかったため、共有者不明農地として中間管理権の設定と転貸を行うものであります。

また、この案件は、農地中間管理機構関連農地整備事業の実施にむけ、その要件である、事業実施エリア内の農地全てに農地中間管理権の設定、を達成するため行われたものですが、先ほどご説明した通り、申請者の1名が亡くなられたため、中間管理権の設定ができないものとなってしまいました。

このことにより機構関連農地整備事業の実施要件を満たさないものとなってしまったため、現在、地元圃場整備組合が亡くなられた申請者の相続関係人に連絡を取る等、機構関連農地整備事業が実施できるよう対応を行っております。

第20号は、貸借期間の満了に伴い、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により再度農地中間管理権を取得し、農用地を借り手に転貸する事案でございます。

実施地区は、三和。

借り手2名、貸し手3名、対象筆数、田8筆、面積は田16,800㎡、となっております。

第21号は、新たに利用権（使用貸借）を設定する事案でございます。

実施地区は、平。

借り手1名、貸し手1名、対象筆数、田2筆、面積は田4,280㎡、となっております。

第22号は、貸借期間の満了に伴い、利用権（賃貸借）を再度設定する事案でございます。

実施地区は、平、勿来、常磐、四倉、遠野。

借り手9名、貸し手11名、対象筆数、田55筆、面積は田55,970㎡、畑3,422㎡となっております。

なお、議案説明書35ページまで、農用地利用集積計画の各号の詳細な説明は省略させていただきます。

以上、第19号から22号の計画内容は、経営面積、従事日数など、

事務局
(西山主任) 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
農用地利用集積計画については、以上です。

議長
(草野会長) 只今、事務局より、議案第7号について、説明がありました。
これについて、委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。

―意見無しとの声有り―

議長
(草野会長) 御質問が無いようでありますので、お諮り致します。
議案第7号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

―異議無しの声有り―

議長
(草野会長) 御異議無しと認め、議案第7号、いわき市農用地利用集積計画については、原案のとおり可決致します。
それでは、委員の皆様の入室を願います。

―蛭田委員、菅波委員、和田委員、小泉委員、入室―

議長
(草野会長) 次に、議案第8号、令和3年農作業労働賃金標準額について、事務局の説明を求めます。

事務局
(野木係長) 議案書の10ページをお開き願います。
【議案第8号を朗読し、審議事項を説明】
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(金成主査) 資料1、標準額(案)標準額表をご覧願います。
こちらの標準額(案)の作成にあたりましては、事前のアンケート調査結果を踏まえ、6月から9月にかけて計4回、総会において慎重なる御協議いただいたところでございます。
その協議の結果に基づき、標準額表を作成致しました。
内容としては、昨年度との比較で申しますと、新たに、トラクターモアでの草刈作業の標準額を設定しております。
また、福島県最低賃金については、令和2年10月2日付の最新の額としております。
その他の作業項目、標準額に変更はございません。

事務局
(金成主査) また、説明文について標準額があくまで当事者間で価格を決定するための目安であることを強調する表現としております。
なお、この標準額表については、福島さくら農業協同組合いわき地区本部において承認をいただきましたので、連名とさせていただきます。
説明は、以上です。

議長
(草野会長) 只今、事務局より、議案第8号について説明がありましたが、委員の皆様から、御意見、御質問はございますか。

9番
松本委員 議席番号9番、松本英人です。
今回、新たに追加したトラクターモアによる草刈作業ですが、1時間7,000円としております。
トラクターの馬力や機械の大きさによって、作業効率の他、使用される燃料なども変わるかと思えます。
それについて、この表記と標準額で本当に良いのかと考えますが、如何でしょうか。

事務局
(金成主査) 標準額については、9月までの協議で、単価及び単価の考え方を決めております。
その上で、福島さくら農業協同組合いわき地区本部にも承認をいただき最終案を上程しているものです。
委員のお話のとおり、馬力の違う機械は想定される場所ですが、標準額表については、あくまで標準的な価格として提示し、後は当事者間で価格は決めていただくものであると理解しております。
また、今回の案では、当事者間で価格を決めていただくことを強調する表記と変更したものです。
事務局にお問合せがあった際は、そのように説明させていただいておりますが、今回の案について、この表記で十分でないとの御意見であれば、さらに協議が必要になると考えます。
再度、協議までは必要がないようでしたら、次年度の協議に御意見として挙げさせていただきますがいかがでしょうか。

議長
(草野会長) 松本委員のお話も分かりますが、それは、9月までの協議で一端は決着していることと思えます。
これについては、協議の中で十分に煮詰めて、既に最終的な状況で、これから印刷作業にも取り掛かるところです。
松本委員のお話のとおり、馬力によって、又はトラクターモアの幅によっては性能が違ってくるのは当然分かりますが、今回について

議 長
(草野会長) 　　では、1時間7,000円という額で決着していることです。
　　今から再協議が必要となるかどうかについては、また、皆さんから意見を受けるとなると、前に戻ってしまいますので、疑問に感じます。
　　やはり、それまでの協議の中で提案いただきたい内容かと思いますがどうでしょうか。

9 番
松本委員 　　先月の現地調査の折に、その考えに至り、今の発言を致しました。
　　先程の私の発言については、取下げさせていただきます。

議 長
(草野会長) 　　次年度の協議において、事務局からも、この点については協議の場に挙げていただくようお願いします。
　　この件の他、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。

　　－意見無しとの声有り－

議 長
(草野会長) 　　御質問が無いようでありますので、お諮り致します。
　　議案第8号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

　　－異議無しの声有り－

議 長
(草野会長) 　　御異議無しと認め、議案第8号、令和3年農作業労働賃金標準額については、原案のとおり可決致します。
　　次に、議案第9号、いわき市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規程の改正について、事務局の説明を求めます。

事務局
(野木係長) 　　議案書の11ページをお開き願います。
　　【議案第9号を朗読し、審議事項を説明】
　　詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(金成主査) 　　議案書の11ページ、及び資料3をお開き願います。
　　議案書11ページの下段は、いわき市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規程の一部を改正する規程となっております。
　　別表にある、内郷、好間地区の項を改め、三和地区の項を削るというものです。
　　これにより、内郷、好間、三和地区の定数を4人とするものです。
　　資料3をお開き願います。

事務局 (金成主査)	<p>改正の主旨については、前回の第32回総会において説明した内容となります。</p> <p>内郷、好間地区については、現在1人を定数としておりますが、これを定数3人の三和地区と合わせることで、1人区を解消し、推進委員同士の協力体制を取り易くするため規程の改正を行うものです。</p> <p>規程の改正後に、必要な要綱の改正作業を進めさせていただきます。</p> <p>なお、施行は令和3年7月8日からとし、第17期の農地利用最適化推進委員の任期開始日からとさせていただきます。</p> <p>これにより、第16期の活動には影響はございません。</p> <p>また、第17期の農業委員及び農地利用最適化推進委員の選任の準備を進めておりますが、この後開催の第5回全員協議会において、募集要項の案等をお示しする予定です。</p> <p>資料の2ページ目以降は、改正を含めた規程の全文でございます。説明は以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>只今事務局より、議案第9号について説明がありましたが、委員の皆様から、御意見、御質問はございますか。</p>
24番 佐藤委員	<p>議席番号24番、佐藤吉行です。</p> <p>改正された場合、内郷、好間、三和地区は4人になるわけですが、その場合は、4人で相談して地区を分けるようになるのですか。</p> <p>あと、参考までにお聞きしますが、遠野地区で女性の農地利用最適化推進委員がおりますが、現地調査等で大変苦勞されている。</p> <p>農業委員についても、農地利用最適化推進委員についても、女性の登用が求められているかと思いますが、現地調査等においては、女性一人では危険なこともあるかと思いますが、これからのことも含めどうお考えになるのか、お聞きしたいと思います。</p>
事務局 (金成主査)	<p>まず、地区割りについてですが、基本的に規程はそれぞれの地区の定数を定めているもので、その中で担当地区といたしますか、字を分けて対応いただいているというのが現状です。</p> <p>三和地区においては、相互に協力しながら活動している実績もありますので、地区審議会等で情報共有され対応されるものと考えています。</p> <p>女性委員の登用については、第四次男女共同参画基本計画において、目標等が示され、積極的な登用が求められていることは理解しております。</p>

事務局
(金成主査)

委員の公募等については、あくまで公正な評価に基づいて選任されるものと考えております。

女性委員が登用された際には、活動に関して不都合が生じないよう、事務局側でもサポートを検討して参りたいと考えております。

議長
(草野会長)

只今、事務局の説明のとおりですが、農地利用最適化推進委員に限らず、農業委員も女性委員を大いに増やせという国の方向性が示されております。

今までは、女性から手が挙がってこなかった中、遠野の蛭田推進委員には、孤軍奮闘で活躍されながら1期3年を終えようとしているわけです。

今、小川農地調査係長を中心に、農地利用最適化推進委員の活動の総まとめと、委員の意見をくみ上げながら、活動の見直しを実施しているわけです。

ただ、選考の際に、女性が手を挙げたから、それ以上に適任だった男性が落とされるというのも、問題が起きますので、男女は平等な形で選考されるべきと思います。

地区でもこの方が良いという方がいらっしゃれば積極的に活動いただき、地区に張り付いているのが農地利用最適化推進委員であるわけですので、相互に協力しながら活動していただければと考えます。

遠野に限らず各地区でも、そんな考えで、女性委員が活動できるようになればと思います。

事務局
(阿部次長)

規程の改正後の地区の割り振りに関して、補足させていただきます。

改正前の地区割については、旧選挙区を基本に地区割をしております。

ただ、そうしますと、問題点として資料記載のとおり、1人区が内郷、好間地区となり、三和地区は、範囲が広いですが3人で対応することになります。

三和地区は何かあった場合に協力して対応が可能になりますが、内郷、好間地区は今現在おひとりで見ているということで、何かあった際にバックアップを得ることが難しい状況です。

資料記載のとおり、農地利用最適化推進委員同士の協力体制を取り易くするという主旨で内郷、好間、三和地区を一つにして、地理的に関連がある場所でお互いにバックアップしましょうというのが、改正の内容です。

一緒になった後に、地区割をどうするかですが、今の地区割は前

事務局
(阿部次長)

の選挙区を基本にしていますので、内郷、好間地区については、どなたかおひとりが担当し、三和地区については3人で見るという基本的な役割分担は変わらないものと考えます。

ただ、もし、何等か課題があるようでしたら、課題の整理は必要ですが、今の段階では地区は一緒にして、4人にしますけど、中は今まで通りの役割分担で、バックアップが可能になるという考えでおります。

議 長
(草野会長)

農地利用最適化推進委員については、1期3年の中で、農地利用状況調査と意向調査を中心に進めてきておりますが、これをこのままずっと続けていくということではないと思います。

農業委員もそうですが、農地利用最適化推進委員と一体となって地域での農業の在り方を検討していかなければならない。

農地利用最適化推進委員が地区で行う集落話し合いに、農業委員が参加し、その話し合いの延長線上に人・農地プランというのがある、というのが全国農業新聞にも多く事例記載されている。

やはり、その方向に進んでいくものと思います。

いつまでも農地だけ調べているわけではなくて、調べた実態を参考にしながら、地域をどうしていくかというのが重要になっていくものと考えます。

そういった話し合いには、女性の柔軟な姿勢が必要になってくると思います。

他に委員の皆様から御意見、御質問はございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長
(草野会長)

御質問が無いようでありますので、お諮り致します。

議案第9号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

－異議無しの声有り－

議 長
(草野会長)

御異議無しと認め、議案第9号、いわき市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規程の改正については、原案のとおり可決致します。

次に、報告第1号から報告第5号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局
(府川主査)

議案書の12ページをお開き願います。

【報告第1号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書の36ページをお開き願います。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告致します。

11月は23件の届出がありました。

合計面積は、田93,356.78㎡、畑50,885.85㎡、合計144,242.63㎡でございます。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

続きまして、議案書の13ページをお開き願います。

【報告第2号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書42ページをお開き願います。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、報告致します。

11月は7件の届出がありました。

合計面積は、田3,102.30㎡、畑2,067㎡、合計5,169.30㎡でございます。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

続きまして、議案書の14ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書45ページをお開き願います。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告致します。

11月は18件の届出がありました。

合計面積は、田3,030.67㎡、畑3,608.48㎡、合計6,639.15㎡でございます。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

続きまして、議案書の15ページをお開き願います。

【報告第4号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書50ページをお開き願います。

農地法第18条第6項の規定による通知について、報告致します。

11月は7件の通知がありました。

合計面積は、田11,428㎡、畑5,137㎡、合計16,565㎡でございます。

以上、合意解約の通知がありましたので、報告致します。

説明は以上です。

次の報告第5号からは野木係長より報告致します。

事務局
(野木係長)

議案書の16ページをお開き願います。

【報告第5号を朗読、報告事項を説明】

事務局 (野木係長)	<p>議案説明書の54ページをお開き願います。</p> <p>引き続き農業経営を行っている等の証明書について、報告致します。</p> <p>10月は1件、相続税の納税猶予についての案件でありました。合計面積は、田3,395㎡、畑671㎡、合計4,066㎡でございます。</p> <p>この10月交付分につきましては、本来、先月11月の総会で報告すべきでした。</p> <p>失礼致しました。</p> <p>なお、今回12月総会で報告すべき11月交付分はございません。</p> <p>審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明書を交付致しました。</p> <p>以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。</p>
議 長 (草野会長)	<p>以上、事務局説明のとおりですのでご承知願います。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事は全て終了致しました。</p> <p>次に、その他に移ります。</p> <p>まず、事務局から何かございますか。</p>
事務局 (金成主査)	<p>事務局から、お配り致しました資料について御説明致します。</p> <p>1 農業委員会総会の新型コロナウイルス感染症に対する対応について</p> <p>➡説明した。</p> <p>それでは、他に委員の皆様から、御意見、御質問はございませんか。</p>
16番 木幡委員	<p>議席番号16番、木幡仁一です。</p> <p>只今の事務局の説明で、新型コロナウイルス感染症の対策で、自粛要請を受けた委員についてですが、議案にどういう議決権を行うのか、確認させてください。</p> <p>出席が14名で、議事録署名人2名は出席なので、16名の委員で総会を行うという想定なのでしょうが、例えば、議案によって議事参与の制限で議決に参加できない方が、今日も4名おりましたが、そうなった場合の議決の仕方、委任なりが想定されるのか、確認させてください。</p>
事務局 (太局長)	<p>自粛を要請する人数8名については、定数24名の3分の1としたものです。</p> <p>総会の成立要件としては、定数の過半数である13名としているところで、議事参与の制限を踏まえても、議案の審議に影響は無いと</p>

事務局
(太局長)

考えての対応でございます。

議案内容については、事前に議案説明書を送付しておりますが、事務局でも議事参与の要件を把握しておりますので、当日、過半数が審議に参加できないような事態とならないよう、調整の上、自粛要請をしたいと考えております。

また、緊急の欠席については、事前に通告をお願いしているところでございます。その際には、自粛要請させていただいた委員の方に、参加を依頼することもあるかと考えますので、御承知置きいただきたいと思っております。

13番
鈴木委員

議席番号13番、鈴木理です。

只今の、木幡委員の質問については、過半数の出席で総会が成立するというだけでなく、8名の自粛要請された委員が議案に対して賛否をどのように表明し反映するかという点かと思っております。

総会が成立すれば、自粛した8名の議案に対する賛否は考えなくてもよいというのは、私は違うと思っております。

努力して欲しいのは、郡山市では、農業委員全員にリモート会議するための機材を配付したそうです。

であれば、輪番制ですから、少なくとも8台のリモート機器は用意をして活用するというのも考えていただかなければならないと思っております。

3分の1が休めばいいという考えでは、私は納得できない考え方だということだけは申し上げておきます。

16番
木幡委員

議席番号16番、木幡仁一です。

鈴木委員にお話しした内容で伺いたいと考えておりました。

自粛要請については理解しますが、直前に参加が必要になることも想定されるとなると、事前に委任などの対応ができないのか、検討いただけたらもっとスムーズに行くのかな、と思うのです。

議 長
(草野会長)

只今の委員の皆様の御意見を受け止めながら、事務局としては、具体的にありますか。

事務局
(太局長)

自粛を受け入れた場合に議決権が行使できなくなり、影響が出るのではないかと御意見かと思っております。

これについては、自粛を要請できる規程となっております。必ず休んでくださいとか、休む権利が与えられるものではありません。

この点について、御理解をいただいた上で、リモート会議については、情報セキュリティの問題、総会会議規則等の問題、賛否を問

事務局
(太局長)

う場合の方法等を考えておりました。

本日の議事においても、議事参与の制限で退室を求めたわけですが、リモート会議の場合、その取扱いをどうするか、賛否を問う場合はどうするかなど、技術的な部分も含めて、色々な検討課題がございます。

これらについては、一律にこれはできないという話をしているわけではありませぬので、引き続き検討させていただければと思います。

議長
(草野会長)

リモート会議については、以前から検討しているわけですが、技術的にも、予算的にも直ぐには難しいという中で、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されるため対応しようという流れでこういう提案となりました。

ただ、木幡委員と鈴木委員の御意見ももつともでありますので、対応については、事務局と相談させていただきます。

9番
松本委員

議席番号9番、松本英人です。

書面議決の方法なども検討できるかと思っておりますので、会長と事務局で考えていただきたいと思っております。

委員の議決の表明については、書面として残せるのも一つの方法かと思っておりますので、是非とも検討してください。

事務局
(阿部次長)

2点申し上げます。

1点目はリモート会議についてです。

これまで、新型コロナウイルス感染症の状況を受けて、事務局でも会長及び会長職務代理者に相談を重ねながら、様々な角度から検討を重ねてきたところです。

その中で、リモート会議が難しいのは、お金だとか設備の面もさることながら、出席の要件をどうとらえるかという点です。

総会を開催するにあたって、日時と場所を告示しております。

告示をして、皆さんに集まっただいて、ここで議決権を行使していただいているというわけです。

リモート会議とする場合は、告示をどうするかが課題となります。

日時は指定できるのですが、場所をどう指定するかという点が難しいと考えております。

また、何をもって出席とするかが問題となります。

例えば、機材の通信が繋がっていれば出席なのかなどが課題となります。

併せて、通信環境の安定性も課題と考えております。

事務局
(阿部次長)

市議会でもライブ中継をしておりますが、市議会のライブ配信でも途中で途切れることもあります。

そういった場合に、許認可の議決にあたって通信環境の十分に担保できるのかが懸念されるところです。

先ほど局長からお話したとおり、検討していないわけではないですが、今すぐに環境を整備してできるというものではないことを御理解いただきたいと思います。

2点目ですが、議決権の委任についてです。

法律上、そこは想定されていないという風に思います。

事務局といたしましては、農業委員会における許認可は非常に重いものだと認識しておりまして、皆様に行使いただいている議決権というものは、市議会での議決での同じ意味を持っているものと考えます。

では、市議会では休む場合に議決権の委任をしているかというところ、そのようなことはありません。

そういった、仕組み、つまり許認可等の議決という内容を考慮すると委任については、考えられていないものと認識しております。

ただし、こういった状況でございますので、それに限らず、どういったやり方があるのか、先程、鈴木委員からお話があったとおり、他の事例なども参考に、どういった対策がとれるのか、詰めて参りたいと考えております。

今現在、対応として今回お示しはさせていただきましたが、今一度、検討する余地がありますので、こちらは引取りまして、会長及び会長職務代理者と協議をさせていただきたいと思っております。

議長
(草野会長)

幸い、現在総会を開催している会場は、密になることなく実施できてはおりますが、感染拡大の状況を受けて、今後どうなるかわからないわけですから、今ある中で取り得る対応を考えたということで理解いただきたいと思います。

しかし、委員の皆様から御意見もありますので、再度、協議をしたいと考えます。

12番
佐川委員

議席番号12番、佐川良平です。

議決権の行使がなおざりにされるのは問題かと思っております。

この総会については、会議開催の規程というか規則で決まっていると思っております。

自粛要請もありますが、会議規則の改正というのはできないものかと考えますが、如何でしょうか。

事務局
(阿部次長)

総会は総会会議規則に沿って行われておりまして、規則の改正については、勿論、可能でございます。

実際に、今回の自粛要請の案でございますが、感染症等に対応するため、委員の皆様から自粛を要請できるという改正を、今年5月に行っているところです。

改正した上で、自粛要請の案をお示ししておりますので、議論を重ねての上ですが、改正することは可能でございます。

議 長
(草野会長)

その他に、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

-意見無しの声有り-

議 長
(草野会長)

それでは、以上をもちましていわき市農業委員会第33回総会を閉会致します。